

# 躍進

東洋交通労働組合

48-3号

「物価高騰を乗り越えられる賃金を実現しよう！」  
 「公共交通機関としての価値を發揮し  
 タクシーを魅力ある産業に高めよう！」

# 謹賀新年

万里一空の精神で  
 真の世界一を目指そう



写真家 後藤 耀輝

「東洋交通労働組合に結集する組員の皆さんに、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。」

組員の皆さんとご家族の皆さんにおかれましては、健やかな新年をお迎えられましたこととお慶び申し上げるとともに、旧年中の組合活動へのご理解と、多くのお力添えに心より感謝を申し上げます。

帰属意識が高まる職場づくりを目指そう！

昨年4月22日に解除された「蔓延防止措置」を始めとし、未だ収束の見えないコロナ禍のまま、次々と行動制限が緩和されました。全国旅行支援

や入国制限緩和の影響もあり人流が戻りつつある中、15年ぶりに行われた運賃改定でタクシーの台当たり収入は増えてはいるものの、物価高騰や公的保険料負担率増で、賃金の「実質手取り」は値上げ增收分に相当するものはありません。物価高騰の影響は、生活に必要なものだけでも年間10万を超える負担増になると試算されており、事業者にとっても增收はすぐと予想されます。

他産業では、物価高騰に対応し「インフレ手当」なるものを支給する企業が増えつつあるようですが、現実には「コロナ打撃の回復途上だから業績との兼ね合い」などという企業が多数を占め、タクシー産業も危機を脱したかのように見えても実稼働台数はコロナ前

には戻つてはおらず、この3年で減った乗務員数も未だ戻らぬまま人手不足解消が喫緊の課題とされています。タクシー産業に限らず人材の確保と流出を防止するために賃上げや労働環境改善に取り組み、人への投資を行う企業も増えている中、東洋交通が「働き続けたい魅力ある会社」「採用されたいタクシー会社」を確立する為には、まず積み残された課題について解決していくことが重要であると考えます。現在働いている社員全員が、働き甲斐を感じ帰属意識が高まる職場づくりをすることが退職者を減らし、また新たな採用に繋がるはずです。

共に闘う2023春闘！

東洋交通の乗務員はコロナ禍において、重ねて発出された行動制限の中でも僅か半月の休業のみで稼働を続け、感染リスクに晒されながら公共交通機関としての義務を果たし、減収による低賃金に耐えて来ました。足切りの減額措置やシフト変更も認められないなかでの厳しい状況を、団結して乗り越え、事業継続を支えてきました。運賃改定で增收の見込める今こそ「誠実に努力した者が報われる賃金」「安心して働き続けたい職場環境」を実現させなければなりません。2023春闘では、これまでの積み残した要求を踏まえ、「この業界の悪しき部分」に足並み揃えることなく「東洋基準」の賃金・労働条件の改善を要求し、全力で交渉に取り組んでまいります。

事業者の営業努力に

です。



組合員の皆さまには引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



桜にNの現在



GOアプリ利用の拡大で無線配車はコロナ前より増えているものの、全体の実輸送人員数は減り続けていることを鑑みると、日交指定期の配車実績は過去最高と、いかに桜にNがお客様から選ばれているかということを実感できます。

あなたはナビが故障しても営業できるプロのドライバーでしょうか？ 桜にNのブランド力と無線配車がなくとも、今と同じ営収を上げられる自信はありますか？

時に、自分自身の仕事を振り返り「桜にNのプロドライバーです」と胸を張つているか、自らを見つめ直すことも必要

が、お客様にとって「最高の移動手段」を提供するという同じ目標に向かい、それぞれの立場でたゆまぬ努力をしつづける。その努力が、自分自身を高め、桜にNのブランド力を高め、ひいてはタクシー産業全体を「魅力ある産業」に高められると信じています。



プロとしての誇りを胸に感染拡大の収束を見せぬまま2023年となりましたが、タクシーや移動手段として必要とする限り、その責務を全うすることがプロとしての誇りです。乗務中の感染リスクは、2年前よりも軽減されているものの、油断禁物です。それが日頃からの感染対策を怠ることのないようお願いいたします。

皆さまの無事故・無違反をご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆さまご家族のご健

## 明番集会開催のお知らせ

2月3日(金)4日(土)に春闘要求を決める重要な明番集会を行います。組合員の皆さんは必ず出席するようお願いします。また第49回定期大会にて承認された運動方針(2023年春闘要求は以下の通り)をよく読んでから参加してください。沢山のご意見お待ちしています。

### 1)月例賃金

#### i 基本給のベースアップ

所定内賃金の時間単価を、有資格運転者に相応しい時給に引き上げる事。

ii 能率給の「足切り」を、現行45,000円から減額変更する事。

iii 能率給の支給計算時に、残業1時間あたりの腰高に加算される金額を、現行4,000円から減額変更する事。

iv 通勤手当の上限を廃止し、実費支給する事。

### 2)賞与

i 営収配分の各ランク配分率に、それぞれ5%上乗せする事。

### 3)福利厚生

i 退職金制度の新設または企業年金保険掛け金の増額を行う事。

### 4)労働補償

i すべての定額運賃輸送は、通常輸送との差額を実営収に加算して賃金計算を行う事。

ii 無線配車時の「空転補償」は、完全履行する事。

iii 修理手当は1時間あたり800円、新車代替または車検時の待機時間の修理手当は1時間あたり1,000円に増額する事。

### 5)高速道路帰路料金の会社負担

i 首都高速の帰路料金は、全額会社負担とする事。

ii 外郭環状線の帰路料金は、全額会社負担とする事。

iii 圏央道の帰路料金は、全額会社負担とする事。

### 6)積立有給休暇制度の新設

i 2年の消滅時効を迎えた未消化の有給休暇を、別に積み立て、病気療養・介護・自己啓発(タクシー乗務員の資質を高める)・ボランティア活動等の決められた目的に対して利用できる制度の新設。

### 7)指定感染症蔓延時の保障

i 指定感染症蔓延時に、国や自治体からの休業要請なき場合の勤務には、労働日毎の危険手当を支給する事。

ii 会社が計画休業を決定した場合の賃金保障は、速やかに国の制度を利用して、歴日数の10割とする事。

iii 社員が、就労制限・外出制限が適用となる濃厚接触者に指定された場合には、賃金保障を行う事。

iv 指定感染症蔓延時に事業を継続する上で、社員の命を守る為の対策・予防を徹底する事。

執行委員長	副執行委員長	書記長
執行委員	執行委員	執行委員
菅池 るみ	岩渕 マリ	河西 治
筒井 純	守 幸	杉元 和
内田 幸	和男	和男